



群勞発基 0903 第 1 号
令和 2 年 9 月 3 日

一般社団法人
高崎労働基準協会長 殿

群馬労働局長



群馬県最低賃金改正決定の会報誌(紙)等への掲載依頼について

労働行政の推進につきましては、日頃より格別のご支援とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、群馬県最低賃金（地域別最低賃金）は、時間額 835 円から 837 円に改正され、本年 10 月 3 日から発効することとなりました。

群馬県最低賃金は、群馬県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されることから、当局においては、各種の広報活動等を実施し、改正された最低賃金額の周知徹底に取り組んでおります。

つきましては、別添掲載例文を参考にしていただき、貴団体（社）が発行している会報誌(紙)、ホームページ等で取り上げていただきたく、格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

照会先： 労働基準部 賃金室
電話： 027-896-4737

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。

群馬県最低賃金は

時間額 837 円に

令和2年10月3日より改正

- 1 群馬県最低賃金（地域別最低賃金）は、時間額835円から837円に改正され、令和2年10月3日から発効します。
- 2 最低賃金の対象となる賃金には、臨時又は1月をこえる期間ごとに支払われる賃金、時間外・休日・深夜労働の割増賃金、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当は算入されません。
- 3 群馬県最低賃金は、群馬県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。また、特定の製造業については、群馬県最低賃金より時間額が高い特定（産業別）最低賃金が定められています。
- 4 一般の労働者と労働能力などが異なるため、最低賃金を一律に適用するとかえって雇用機会を狭める可能性がある労働者については、使用者が都道府県労働局長の許可を受けることを条件として個別に最低賃金の減額の特例が認められています。

詳しくは、群馬労働局労働基準部賃金室（電話：027-896-4737）
又は群馬県内の労働基準監督署へお問い合わせください。

群馬労働局 URL： <https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/>

※中小企業・小規模事業者の方の賃金引き上げを支援する「業務改善助成金」もご活用ください。

問い合わせ先：雇用環境・均等室 電話027-896-4739